

新潟生存権裁判を支える会ニュース

新潟生存権裁判を支える会 〒950-0088新潟市中央区万代1-2-6

新潟県生活と健康を守る会連合会内

TEL241-0288 FAX241-0384

No32号 2012年7月9日

高齢者の本当の意味での「健康で文化的」な最低限度の生活の内容を考え抜いた判決求め 生存権裁判が結審 12月14日に判決

7月9日、新潟生存権裁判が新潟地裁でおこなわれ、原告側最終弁論、原告意見陳述をおこない、結審しました。12月14日に判決が言い渡されます。これに先立ち裁判所前での原告激励集会、裁判後には報告集会&記者会見がおこなわれ、県下各地、各団体から70名余が参加しました。



違法手続き、信用のできない資料による加算廃止は取り消しを

大澤理尋弁護士団長は、最終意見陳述をおこない、老齢加算の違法を明らかにしました。

①老齢加算減額決定が、厚生労働大臣の保護基準告示前になされており、しかも変更決定には理由附記が求められるが、減額の理由記載がなく、それだけでも違法は免れない。

②老齢加算判断過程に誤り及び欠陥がある。気候、交通、文化の地域別の需要を考慮せず全国一律に扱っており、高齢者の社会的需要、高齢者の健康に与える影響を考慮していない。また、60歳から69歳及び70歳以上単身無職世帯の調査や、老齢加算受給世帯の調査をしていないなど、統計等の客観的数値等との合理的関係性の欠如、専門的知見との不整合な資料を基になされた老齢加算廃止決定は、明らかに違法だと断じました。

「ゆとりある穏やかな生活がしたい」 阿部原告が陳述

阿部長治原告は、「ぎりぎりの経済状態への不安が常にあります。決して欲を言うわけではありませんが、私たち夫婦とも高齢で多くの体の不具合を抱えていますので、人間の心情として、もう少し余裕やゆとりをもって穏やかな気持ちで生活したいと願っています。老齢加算が復活することを心から願っています。裁判所に置かれましては、私たち高齢者の本当の意味での「健康で文化的な」最低限度の生活の内容を考えに考え抜いていただきたいと思います。裁判官自らが原告の自宅に足を運んでくださった新潟地裁の公正な判断を強く求め、期待します。」

7月31日に署名を提出します。さらに署名活動を広げましょう。